

# 品川区議会無所属の会

幹事長 藤原正則

貴会からの質問に下記のとおり回答します。

尚、5項目に対して一括してお答えいたします。

第一に、無所属の会は、地方自治法の規定と平成13年4月から施行された条例「品川区議会における政務調査費の交付に関する条例施行規則」「品川区議会における政務調査費の交付に関する規程に定められた趣旨と基準に基づき使途を明確にし、適正な運用を行っています。

第二に、政務調査費の使途については、収支報告書に領収書など使途証明書を添付することを義務付けています。このことは使途内容を公にすることで適正な運用を担保したものであり、多くの地方議会が領収書などの添付義務を付置していないなかで品川区議会の自浄システムとして重要な役割を担っています。

平成15年度から現在までの当会派の実績では、研究費として商店街の振興や空き店舗の有効活用、地域住民と行政との協働についての調査などに使用しています。

研修費として分権時代の行政の役割と議会改革、少子化における子育て支援について学術的な知見から学ぶために使用しています。会議費では、区民の皆様との懇談のために会議室や必要機材を借用するために使用しています。資料費は、議会審議に必要な資料や各誌紙代として使用しています。広報・活動費として、議会報告書作成や印刷郵送代、交通費に使用しています。事務費として事務機器購入や電話、FAX、インターネットなどの通信費に使用しています。人件費は、議員活動の補助のためにアルバイト代として使用しています。

交付された政務調査費よりオーバーした分については、各人負担としています。飲食費には、一切使用しておりません。

無所属の会は現行条例の厳正かつ適正な運用によって各会派の自主・自律的な活動に寄与し、政務調査費の公正使途は計られるものと考えています。

政務調査費は議員活動において必要な支出と考えており、条例に基づいて今後も適正に活用していく考えです。